

上海日本人学校 学則（抜粋）

（名称）

第1条 本組織は、虹橋校、浦東校及び高等部の3校を管理する学校法人の形態を取る組織であり、これら3校の総称を、定款上、上海日本人外籍人員子女学校、英文名を Shanghai Japanese School と呼び、同時に、略称を上海日本人学校（以下、「本校」という。）という。なお、上海日本人学校 学則（以下、「本規則」という。）及び本校で制定する諸規則、諸規程及びその他本校で作成、配布等する文書、物品等においては、原則として略称を使用するものとする。

（目的）

第2条 本規則は、本校に勤務する者（以下、「教職員」という。）、及び本校に入学を許可され、教育を受けるために通学する者（以下、「児童生徒」という。）が、安全に学校生活を送ることができるよう、学校管理に関し必要な事項を定め、本校の適正な運営を図ることを目的とする。

2 本規則において、保護者及び児童生徒に関する内容は、本校のホームページ（以下、「HP」という。）を通じて保護者と共有する。

（設立、法人格及び基準）

第3条 本校は、中国上海市及びその近郊地域に所在する日本企業の援助により設立された、営利を目的としない学校である。

2 本校は、上海市人民政府外事弁公室に承認され、上海市教育委員会に登録された外籍人員子女学校である。また、上海市民政局で、民営非企業組織（法人）としての登記手続を完了した教育施設でもある。本校は、法人としての資格を有し、独立して民事責任を負うものである。

3 本校の設置者は、上海日本商工クラブである。

4 本校は、文部科学省（以下、「文科省」という。）より、自主経営を行う法人として認定され、文科省の学習指導要領に則った教育を行う全日制の在外教育施設である。

5 本校は、虹橋校、浦東校、及び高等部の3校を以て編成する。

6 虹橋校は小学校教育課程、浦東校は小学校教育課程及び中学校教育課程、高等部は高等学校教育課程を有する。

7 浦東校において、学校行事等の都合で小学校教育課程、中学校教育課程を分ける場合、それぞれを「小学部」「中学部」と略称する。

8 本校は、1学級あたりの基準人員を、以下のとおり定める。ただし、転編入等により、基準人員を上回る場合、各校の校長（以下、「校長」という。）の判断で、一時的に増員することがある。

- | | | | | |
|--------------|-------|-----|-------|-----|
| (1) 小学校教育課程 | 1年生 | 25名 | 2～6年生 | 30名 |
| (2) 中学校教育課程 | 1～2年生 | 30名 | 3年生 | 25名 |
| (3) 高等学校教育課程 | 1～3年生 | 35名 | | |
- (4) 特別支援学級を設置する場合、児童生徒4名につき、教員を1名配置する
- 9 各学級の人数が基準を大きく超える場合、校長の判断で一時的に入学の受け入れを停止し、入学希望のある者を待機児童生徒として登録する。
- 10 待機児童生徒が存在する場合、上海日本商工クラブ加盟企業の従業員子女で、上海市の居留許可を既に取得している児童生徒の入学を、原則として優先させる。

(所在地)

- 第4条 本校は、各校を以下の3か所に置く。
- (1) 虹橋校：中国上海市閔行区虹梅路3185号
 - (2) 浦東校：中国上海市浦東新区錦康路277号
 - (3) 高等部：中国上海市浦東新区錦康路277号
- 2 小学校は、通学地域を以下に定める。
- (1) 虹橋校：黄浦江より西部の上海市内を通学地区とする。
 - (2) 浦東校：黄浦江より東部の上海市内を通学地区とする。
- 3 前項に定める通学地域が適切でない場合、通学方法やその事情を添えて、本校に申請を行い、地域外入学許可を得なければならない。
- 4 本校は、中国における外籍人員子女学校関連の暫定規定である「一市一校」の制約のもと、本条第1項第1号の虹橋校を定款及び登記上の学校所在地とする。

(学校運営委員会)

- 第5条 本校は、本規則第2条の目的を達成するため、上海日本人学校運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を本校の意思決定機関として認め、運営委員会で決議された学校教育及び学校管理全般に関する事項に関して、執行する権利と義務を負う。

(就学年齢並びに修業年限)

- 第21条 本校の就学年齢は、日本国の学校教育法に定めるところによる。
- 2 修業年限は、小学校教育課程6年、中学校教育過程3年、高等学校教育課程3年とする。

(児童生徒)

- 第22条 本規則において、児童生徒とは、保護者の意思のもとで本校に入学を希望し、入学を許可され、教育を受ける者を総称する。
- 2 本規則において、児童とは小学校教育課程に在籍する者、生徒とは中学校教育課程及

び高等学校教育課程に在籍する者を指す。

(学年)

第23条 本校の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 本校では、教育課程ごとに、次の学期を定める。

＜小学校及び中学校＞

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで。
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで。
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで。

＜高等部＞

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで。
 - (2) 後期 10月1日から3月31日まで。
- 2 前項にかかわらず、校長は、教育上必要、かつ、やむを得ない事由がある場合、運営委員会での決議のもと、これを変更することができる。

(登校及び下校)

第25条 児童生徒は、定められた時刻までに登校し、定められた時刻に下校しなければならない。

- 2 児童生徒の登校時刻は、原則として以下のとおり。
 - (1) 虹橋校 午前8時05分
 - (2) 浦東校 午前8時15分
 - (3) 高等部 午前8時30分
- 3 児童生徒の下校時刻は、各校において、学年及び曜日ごとに定められた時刻とする。具体的な時程については、学年の初めに本校が保護者に通知する。
- 4 児童生徒が、登校時刻を過ぎて登校した場合は遅刻とし、下校時刻の前に下校する場合は早退とし、出欠簿に記録する。

(欠席、遅刻、早退)

第26条 児童生徒あるいは家庭の事情で、欠席、遅刻又は早退をする必要がある場合、登校時刻前に、保護者から学級担任に連絡を行う。

- 2 校車による通学の場合、保護者は乗車しない旨の連絡を、所定の方法で、バス会社に対し事前に行わなければならない。
- 3 登校後、傷病その他の事情により、本校で、治療、通院、休息又は帰宅が適切と判断した場合、保護者に連絡し、保護者の迎えのもとで、本人を早退させることがある。

(休業日、臨時授業日及び臨時休業日)

- 第27条 本校の休業日は、土曜日・日曜日と学年始休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業、本校が指定する日及び日本国と中国の祝日のうちの定めた日とする。
- 2 詳細な休業日程は、学務会議で承認し、運営委員会に報告された各校の年間就業カレンダーに準じて決定し、学年の初めに本校が保護者に通知する。
 - 3 校長は、教育上必要かつやむを得ない事由があり、前二項に定めた休業日を変更する必要があると認めた場合には、当該休業日及び休業期間を変更することができる。その場合、校長は、変更理由を添えて、その旨を学務会議で共有したうえで、運営委員会に報告し承認を得なければならない。
 - 4 校長は、非常変災その他急迫の事情等、不測の事態の発生又はおそれのある場合は、本校を臨時に休業することができる。
 - 5 校長は、前項に基づき本校を臨時に休業した場合は、次のことを運営委員会に報告しなければならない。
 - (1) 休業理由及びその概要
 - (2) 休業とした期間

(学校行事)

- 第28条 本校は、運動会、遠足、修学旅行、宿泊学習、国際交流、対外試合等の行事を学年又は学校単位で行う。
- 2 本校は、宿泊を要する行事を実施する場合、出発前に、その日程、地点等の詳細を紙面に印刷し、保護者への通知書及び参加申請書を作成する。当該参加申請書には保護者の同意署名を要するものとし、署名がない場合、児童生徒は行事に参加できないものとする。
 - 3 学校行事に際し、宿泊、航空機等の使用で、パスポート等の身分証明書が必要な場合、本校からの指示に従う。

(教育課程の編成)

- 第29条 本校の教育課程は、学校教育法等日本国の関係法律及び文科省の学習指導要領を根拠とし、校長が編成し別に定める。
- 2 校長は、各年度における教育課程の編成、計画、実施等の状況を、毎年4月度の運営委員会に報告しなければならない。

(学級編制)

- 第30条 本校の学級編制は、本規則第3条8項に定める基準人員に準じて、校長が行う。
- 2 校長は、学級編制を、毎年4月度の運営委員会に報告しなければならない。

(表簿)

第31条 校長は、本校に就学する児童生徒の表簿について、日本国の学校教育法に定めるところにより作成、備付け、送付、保管する等、管理しなければならない。

(各学年の課程の修了、卒業の認定)

第32条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたって、児童生徒に対し、成績の評価を行わなければならない。

(卒業証書及び修了証書の授与)

第33条 校長は、前条の規定に基づき、小学校、中学校又は高等部の各課程を修了したと認められる児童生徒に対して、卒業証書を授与する。

2 校長は、前条の規定に基づき、小学部、中学校又は高等部の各学年課程を修了したと認められる児童生徒に対して、修了証書を授与する。

(表彰及び懲戒)

第34条 校長は、児童生徒に他の模範となるような優れた行為があったと認めた場合には、当該児童生徒を表彰することができる。

2 校長は、本規則に違反し、又は教育上必要があると判断される場合には、児童生徒に対して懲戒を行うことがある。ただし、体罰を加えることはできない。

3 懲戒の実施に際しては、児童生徒に説明と弁明の機会を与えなければならない。

4 懲戒は訓戒、停学又は退学とする。

5 前項の退学は、次の各号の一に相当する児童生徒に対して、行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席が常にできない者

(3) 本校の秩序を乱し、その他児童生徒としての本分に反する者

(4) その他、退学に値すると認められた者

6 本条第1項及び第2項を実施した場合、校長は、その旨を運営委員会に報告しなければならない。

(休学及び復学)

第35条 児童生徒が、傷病その他やむを得ない事由のため2ヶ月以上出席することができず、休学を余儀なくされる場合には、その事由を明らかにした必要書類を添えて所定の手続を行わなければならない。この場合の手続は、当該児童生徒の保護者が行わなければならない。

2 前項の規定に基づき、休学中の児童生徒が復学しようとする場合には、その事由を

明らかにした必要書類を添えて所定の手続を行わなければならない。この場合の手続は、当該児童生徒の保護者が行わなければならない。

(出席停止)

- 第36条 校長は、日本及び中国の法規に規定された伝染病に感染、若しくは感染の疑い、又はその恐れのある児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の通学停止を命じ、出席を停止することができる。また、教職員が感染した場合も、同様に出勤停止とする。
- 2 本校において、日本及び中国の法規に規定された人数以上の児童生徒、あるいは教職員が同種の伝染病等に罹患した場合、校長は、速やかに必要措置を決定し、一定期間の学級閉鎖、学校閉鎖等により、疫病発生の状況の拡大を防ぐものとする。なお、人数に関しては、日本及び中国の法規のうち厳しい法規を優先するものとする。
 - 3 校長は、実施した前項の必要措置について、運営委員会に報告しなければならない。

(資格条件)

- 第37条 本校に入学を希望する者（以下、「本人」という。）及び保護者は、原則として、次の事項にある資格及び条件を備えなくてはならない。
- (1) 本人が日本国籍を有していること。
 - (2) 本人が、上海市の外国人居留許可（以下、「居留許可」という。）を取得していること。
 - (3) 中国籍以外の保護者が、外国人工作許可証及び居留許可を取得していること。
 - (4) 本人と保護者が同居していること。
 - (5) 本人及び保護者が学校生活に必要な日本語能力を有し、本人に集団生活適応能力があること。
 - (6) 保護者が入学金及び施設金を入学時に必ず納入し、その他授業料等、本校の定める諸費用を遅滞なく納入できること。
 - (7) 保護者が本校の教育の目的と学校経営方針を理解し賛同すること。
 - (8) 本人が文科省の定める入学資格を有すること。
- 2 本校在籍中に、前項(1)～(4)の各号の資格条件、あるいは記載内容に変更が発生した場合は、速やかに本校に届け出を行わなければならない。
 - 3 市教委の指導により、本校は、保護者が上海市に居住していない児童生徒及び居留許可を所持しない児童生徒を、原則として入学させることができない。本条第1項(1)(2)の各号を証するものとして、本人及び保護者の上海市における有効な居留許可（写）を、入学手続の際、提出すること。
 - 4 市教委の指導により、本人が中国籍で、①保護者のいずれかが中国籍（日本国の永住権取得者を含む。）、又は、②保護者がともに中国籍（日本国の永住権取得者を含む。）で、日本での出生証明書がない場合、市教委からの就学許可証明を得た者については、

本条第1項(1)～(3)の各号に関わらず、状況を総合的に判断し、運営委員会の決議を経た上で、入学を許可することができる。

- 5 市教委の指導、あるいは法令の変更等により、入学後に在籍資格の変化が発生した場合、新たな指導及び法令等に従わなければならない。
- 6 本条第1項(5)号の条件を満たしている場合、入学の可否、所属学年及び入学時期は、本人の日本語能力とその他の能力を総合的に勘案して校長の判断で決定する。
- 7 虹橋校及び浦東校の学期末及び学年末にあたる7月、12月、2月、3月は入学の受け入れを行わない。なお、中学3年生に関しては、11月以降の受け入れは行わない。
- 8 高等部の入学の受け入れは、原則として4月、8月、及び1月とし、転編入試験の合格を以て入学を認める。なお、高等部3年生に関しては、本人の状況を鑑み、受け入れの可否を検討する。
- 9 日本の中学校教育課程を修了する見込み、あるいは日本の中学校教育課程を修了、卒業済みの者で、本条第1項に該当する者が、高等部への入学を希望する場合、入学選考を行い、その合格を経て入学を認める。なお、高等部入学選考を希望する場合、所定の受験料を事前に納入しなければならない。
- 10 高等部においては、入学選考の合格を経て入学を認める。ただし、中学校教育課程を修了できず、あるいは卒業証明書が取得できない場合は、合格を無効とする。

(入学手続)

第38条 入学を希望する者で前条を満たした場合は、次に定める手続を行うことにより、校長の入学許可を受けるものとする。なお、手続は、当該児童生徒の保護者が行わなければならない。

(1)本校HP「新入学・編入学オンライン申込み」の実行。

(2)入学願書の提出。

(3)転出した学校からの書類等一式(在学証明書、指導要録、健康診断表、転出した学校から託された書類等)の提出。

(4)本人及びに保護者の有効なパスポート(写)の提出。

(5)本人及びに保護者の上海市における有効な居留許可(写)の提出。

(6)入学金・施設金の納入、又は納入済み証明書の提出。

(7)中国銀行の口座番号(授業料引落とし用)の報告。

(8)本校が必要とするその他の書類(施設金免除申請書等)の提出。

(9)その他、前条に基づく入学資格の確認。

- 2 前項(5)号に関して、本校の指定する期日までに本校指定口座に振り込み、又は本校にて現金にて支払うこと。ただし、虹橋校又は浦東校(小学部)から、中学校に入学する場合は、入学金・施設金は支払免除、及び中学校から高等部へ入学する場合は、施設金は支払免除される。

- 3 本条第1項(8)号に関して、保護者の資格、保護者の同居、本人及び保護者の日本語能力等、本校として確認が必要であると判断した場合に、これを行う。
- 4 本条第1項に基づき、入学資格が適切であると確認された後、本校は入学許可証を発行する。ただし、書類等が不備の場合、仮入学の措置を取ることもある。仮入学とは、本条に定める入学手続が終了するまでの間の一時的な措置であり、この間、本人は本校の教育を受けることができるが、入学許可証は入学手続完了後に発行される。
- 5 本校の指定する期間中に必要な入学手続が終了しない場合、本校は仮入学措置を取り消すことができる。仮入学に関するその他の事項は別に定める。

(在学資格の更新)

第39条 本校に入学が許可された場合であっても、毎年度、本校に対し以下の書類を提出し、資格の確認を行わなければならない。本校は、市教委等の指示により、当該データを報告することがある。

- (1) 本人並びに保護者の有効なパスポート（写）。
- (2) 本人並びに保護者の上海市における有効な居留許可（写）。
- (3) その他、本校が必要とする書類。

- 2 前項の要求に対応できない場合、本規則第41条第3項の規定により、退学となることがある。

(報告の義務)

第40条 在学中に、保護者の勤務先、住所等の居留許可条件、連絡用電話番号、授業料引き落とし用銀行口座等の情報に変更が生じた場合、保護者は、速やかに本校に報告しなければならない。

(退学及び除籍)

第41条 退学とは、本校において卒業、修了を認定される前に、転出等の事情により本校を辞めること、除籍とは、本校の学籍を抹消することを指す。

- 2 退学を希望する者は、その旨を校長に申し出るとともに、必要書類を添えて所定の手続を行わなければならない。この場合の手続は、当該児童生徒の保護者が行わなければならない。必要書類は、別に定める。
- 3 本規則第37条第1項に規定する資格条件を喪失した場合は、退学となることがある。
- 4 除籍は、卒業、修了、退学など学籍の変化、あるいは本条第5項により、本校の学籍を事務的に抹消することであり、児童生徒及び保護者による手続は、原則として不要である。
- 5 以下の場合、運営委員会の決議を経た上で、除籍とすることがある。
 - (1) 入学に関する資格条件の申告が虚偽であった場合。

- (2) 納入金の滞納が2期以上発生している場合。
- (3) 本校及び本校関係者の信用あるいは名誉を著しく傷つけた場合。

(通学)

第42条 児童生徒の登下校は、高等部を除き、市教委及び管轄の公安局（交通警察）の許可を受けた通学用バス（以下、「校車」という。）、又は保護者、もしくは保護者に準ずる者による送迎のみ許可する。なお、保護者等の送迎においては、自転車、電動自転車、バイク等の使用は禁止する。

- 2 校車での登下校を希望する場合、当該児童生徒の保護者が、必要書類を添えて、校車運行会社（以下、「バス会社」という。）に対し、乗車手続を行わなければならない。
- 3 校車の運行路線及び送迎時刻、利用料金、校車代発票の処理については、バス会社が定め、利用者に通知する。
- 4 高等部の生徒は、公共交通機関、徒歩等で通学する。保護者等の送迎は不要であるが、自転車、電動自転車、バイク等の運転及び同乗、又は自動車を運転しての通学は禁止する。
- 5 本校は、市教委の指導により、寄宿舎を持つことはできない。
- 6 本条に関する細則は、別に定める「通学のしおり」に記載する。

(給食)

第43条 給食は提供しない。児童生徒は、昼食用に弁当、水筒（水、湯又はお茶）を、通学時に持参すること。

- 2 児童生徒に対する、昼食等の出前は、本校の安全管理上の観点から禁止する。

(納入)

第44条 児童生徒が在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料は以下のとおり4期に分けて、本校指定の引き落とし日に納入しなければならない。引き落とし日は、授業料納入のお知らせに記載する。

- (1) 第1期（4月～6月）
- (2) 第2期（7月～9月）
- (3) 第3期（10月～12月）
- (4) 第4期（1月～3月）

なお、支払方法は、原則として、中国銀行の保護者名義口座からの引き落としとし、引き落としが不可能であった場合は、本校指定の期日まで、本校窓口で保護者が現金納付しなければならない。

- 2 本校への入学日が当月15日までの場合、当月分の授業料と当該の期の残りの授業

料を徴収し、16日以降の場合、当月の半月分の授業料と当該の期の残りの授業料を徴収する。

- 3 退学を希望した際に、授業料が未納であった場合、退学日が当月15日までの場合、退学する前月までの授業料及び当月の半月分の授業料を徴収し、16日以降の場合、退学する当月までの授業料を徴収する。
- 4 本規則第35条第1項に基づき本校を休学する場合も、本条第1項に基づき授業料を全額徴収する。
- 5 本校への入学金及び施設金は、本規則第37条第1項第6号に基づき、入学時に全額支払うこと。なお、本人又は兄弟姉妹が本校に在籍し、施設金を納付済みの場合、原則として施設金の徴収は行わない。
- 6 納入金については、増値税普通発票（領収書）を発行する。
- 7 入学金、施設金、授業料等、本校の定める諸費用の額については、別に定める。

（納入金の返金）

第45条 既に納入した入学金については、理由の如何を問わず返金しない。

- 2 入学時に納付済の施設金については、登校開始日から退学までの、本校在籍期間が30日以内の場合、本校発行済の施設金発票（領収書）原本の返還を条件に全額返金する。本校在籍期間が31日以上の場合、理由の如何を問わず返金しない。
- 3 既に納入した授業料については、本条第4項に定める退学以外の理由においては、返金しない。
- 4 退学日が当月15日までの場合、当月の半月分及び次月以降の納入済み授業料を、本校発行の授業料発票（領収書）原本の返還を条件に返金する。退学日が16日以降の場合、当月分の授業料は返金せず、次月以降の納入済み授業料を返金する。なお、3月の退学については、1日でも在籍した場合、当月分の授業料は返金しない。
- 5 本規則第27条第4項に基づく臨時休業、及び本規則第36条第1項に基づく出席停止の場合であっても、納入金は返金しない。

（納入金の滞納）

第46条 納入金の滞納については、本校指定の期日を経過して以降、納入完了日まで、1日あたり0.05%の延滞金（元単位、小数点1位切上げ）を徴収することがある。

- 2 前項の場合、納入金が完納されるまで、在籍、進級及び卒業を含めた各種証明書等について、本校は一切発行しない。
- 3 本規則第37条第1項第6号に違反、又は入学後、本校の定める納入金及び諸費用について、支払督促にも応じず、本校指定の期日を経過しても正当な理由がなく、納入しない場合には、運営委員会に諮り、本人を除籍処分とすることがある。
- 4 前項において、除籍された後も、滞納している納入金が完納されない限り、在籍、進

級及び卒業を含めた各種証明書等について、本校は一切発行しない。

(個人情報管理)

第50条 本校教職員、保護者及び児童生徒は、本校において知り得た相互の個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

(改定)

第56条 本規則の改定は、運営委員会の決議を経て行う。